

熊谷市障がい者計画（案）及び熊谷市障がい福祉計画（案）
に対するご意見と市の考え方

1 意見募集期間

平成24年1月24日（火）から2月15日（水）まで

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 2名

意見等件数 94件

3 意見の内容と市の考え方

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P1 総論	障害者計画は障害者基本法に基づいて作成することが国、都道府県、市町村が作成するように義務付けられているにもかかわらず、同法の目的が明記されていない。	P3 2法令等の根拠及び計画の性格に記載しています。
P13 第3章（2）福祉の環境づくり	「障がいのある人への市民の理解を深めるために、障がいのある人も障がいのない人も「幼い時から学校教育の中での福祉教育・道徳教育の大切さ」を感じており、教育のさらなる充実が重要となります。」と表現しているが、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」という理念とは遥かかけ離れている。いわば、羊頭狗肉の計画である。国連・障害者権利条約では、インクルーシブ教育が原則である。それに向けて、現在「障がい者制度改革推進会議」で国内法の整備を急いでいる。やがて学校教育法の改正も審議される予定である。そうした中で、このような表現は、不適切である。	障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現を図ることを目的としてますので、御意見として伺いました。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P16 (9) 障がい児・者教育の充実	表現があいまいである。国連・障害者権利条約では、インクルーシブ教育が原則である。それに向けて、現在「障がい者制度改革推進会議」で国内法の整備を急いでいる。やがて学校教育法の改正も審議される予定である。そうした中で、このような表現は、あいまいである。	就学については、保護者の意見や専門家の助言を踏まえ、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育が大切であると考えています。
P16 (10) 就労の場の確保	重度障がい者の一般雇用につながらない。例えば、埼玉県は一般就労につながらない「職場参加事業」を毎年、実施している。市でも同様な事業を実施すれば「一緒にいることの大切さ」を理解できる。	職業をもち、自らの就労によって収入を得るということは、障がい者の自立という観点から重要な課題であると考えています。御意見として伺いました。
P17 (14) 安全な暮らしの確保	「障がい者当事者同士による支援」を追加すべきである。東日本大震災の被災地では、CIL（自立生活センター）を中心とした障がい者団体が障がい者同士の支援組織を作って、現在も活動している。その経験を踏まえて、市でもCILを中心とした障がい者団体への支援をすべきである。	御提案として伺い、今後の施策の参考にします。
P27 第1章(1) 障がい者と地域住民との交流の推進	具体的な施策が盛り込まれていない。表現が抽象的で、良く分からない。	本計画は施策の取組みの基本方向を示し、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。今後、この分野の施策展開の参考にします。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
27(2) 障がい者の交流の拠点づくり	具体的な施策が盛り込まれていない。表現が抽象的で、良く分からない。	本計画は施策の取組みの基本方向を示し、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。今後、この分野の施策展開の参考にします。
P28(5) 庁内各課連携体制の確立	どのような連携を図るのか。表現が抽象的で、良く分からない。	策定委員会を組織し、本計画を策定しました。また、福祉部内のみならず関係各課や関係機関と情報交換や対応の方策など、カンファレンス等重ね対応しています。
P28(6) 関係機関との連帯体制の確立	どのような連携を図るのか。表現が抽象的で、良く分からない。	
P29(10) 交流環境の充実	「思いやり」という表現は不適切である。「思いやり」という表現は障がい者を「保護すべき対象」と捉えている。「権利を持った主体」と捉えるべきである。	相手の気持ちになって考え行動することを意味しますので、そのままとしました。
P30(11) 障害者週間における啓発	表現があいまいである。「福祉意識」という表現は時代錯誤である。表現が抽象的で、良く分からない。「福祉意識」という表現は新障害基本法には一切ない。	「福祉についての関心と理解を深める事業を実施していきます。」に修正しました。
P30(12) 知的障がい者への理解の推進	表現があいまいである。具体性に欠ける。	施策の取組みの基本方向を記載したものです。
P30(13) 精神障がい者への理解の推進	表現があいまいである。具体性に欠ける。	施策の取組みの基本方向を記載したものです。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P30 (14) 福祉教育の充実	<p>分離教育を前提として施策を実施しようとしている。国連・障害者権利条約では、インクルーシブ教育が原則である。それに向けて、現在、「障がい者制度改革推進会議」で国内法の整備を急いでいる。やがて学校教育法及び同法施行令の改正も審議される予定である。そうした中で、このような表現は、時代錯誤である。</p>	<p>就学については、保護者の意見や専門家の助言を踏まえ、障がい者のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育が大切であると考えています。</p>
P31 3 支える人づくり	<p>①ボランティアの育成について ボランティアの指導・育成は現状の方法では総花的すぎて個々の障害を把握しての対応が不可能である。身体・精神・知的に区分してそれぞれの個性を理解した上でのボランティアができるように配慮することが大切です。</p> <p>②専門性の高い指導育成 手話通訳だけでなく障害者スポーツ指導員の育成など知識を有する指導員育成が急務である。</p>	<p>①施策(17)(18)にボランティア講座の開催を通じての育成を掲げています。</p> <p>②御提案として伺い、今後の施策の参考にします。</p>
P31 (15) 専門的人材の育成・確保(16) 市職員研修の充実	<p>研修会や講習会の実施より、人間性の向上を優先すべきである。専門的知識のある人を育成し、確保していくことも必要だが、人としての当り前の心を先に育てるべきである。「福祉の心」とは、どのようなものか</p>	<p>すべての人が、社会の大切な存在として尊ばれること、偏見や差別のない人権に根ざす、共生と平等の相互の思いやりの心と考えています。</p>
P34 (21) 障害者相談支援センターの充実	<p>ピア・カウンセリングの充実」という記述がどの程度か、具体的に分からないあいまいである。</p>	<p>ピアカウンセラーによる障がい状態に応じた専門的な相談支援を行います。</p>

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P34(22) 基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置が障がい者のサービス提供の抑制につながるのではないかと懸念されている。同センター職員が障がい者やその家族の立場に立ったサービス利用計画を立てるか、疑問である。	基幹相談支援センターは、身近な地域の相談事業者で対応できない個別事例への対応及び地域の相談支援の中核的な役割を行う機関です。サービス利用計画作成は、指定相談支援事業者が行います。
P35 2 福祉サービスの充実「現状と課題」	「計画的なサービス提供体制の整備を進め、福祉サービスの充実を図ります。」と記述されているが、表現があいまいで、具体性に欠ける。	御意見の内容は、(23)から(62)の施策の充実を図ることと考えます。
P37(40) コミュニケーション支援事業	「入院時の介助」を追加する必要がある。言うまでもなく、障がい者の暮らしは自宅での生活のみならず、医療機関に入院した際の生活もその延長線上にある。従って、特に、重度障がい者が入院した際も、自宅での生活と同様な生活を送るためには、日頃からその障がい者の介助に慣れたヘルパーの介助が必要不可欠である。看護師は「看護」の専門家であっても、「介助」の専門家では決していない。場合によっては生命の危険さえある。埼玉県内でも鴻巣、行田市が「入院時の介助」を既に制度化しており、「障害者総合福祉法骨格提言」でもその必要性を強調している。それ故、市でも「入院時の介助」を制度化すべきである。	御意見として伺いましたが現時点では困難です。現行法の改廃の動向を注視します。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P4 1 (6 5) 障がい者に配慮した市営住宅の整備	「今後の事業実施においても、福祉対策型事業を計画し、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を図ります。」と記述されているが、具体性に欠け、表現があいまいである。	福祉対応型事業とは、入居者の高齢化に対応し、入居者が安心して生活できるようにするため、住戸内及び共用部分において手すりの設置を進める事業です。
P4 2 (6 6) 民間住宅などの整備支援	「身体障がい者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制づくりを検討していきます。」と記述されているが、具体性に欠ける上、入所施設や親元から離れて自立生活を始めようとして、民間住宅を借りようとしても、市には「家賃貸貸保障制度」がないため、民間住宅を借りることが困難な現状である。そこで、市でも東京都の高齢者住宅財団「家賃貸貸保障制度」を導入すべきである。	御提案として伺い、今後の施策の参考にします。
P4 3 第3章 1 保健・療育・医療体制の整備「現状と課題」	「保健サービスや医療の実施体制を充実し、障がいの軽減、自立を促進するためのリハビリテーション医療をより一層高めていく必要があります。」と記述されているが、上記の表現は障がいの原因を障がい者に帰している。「社会モデル」の表現に根本的に変更すべきである。	御意見を意味しているものとは考えておりませんのでそのままとしました。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P43(67)乳幼児健康診査の充実	「乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期治療や健やかな育成を図ることを目的に、乳幼児健康診査を実施しています。また、発達障がい疑われる幼児の早期発見に努め、臨床心理士や言語聴覚士等の専門家による助言を行うとともに、専門医を紹介する等の適切な支援を行います。」という表現は、一見、良いように思えるが、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てる原因になりかねない。	御意見を意味しているものとは考えておりませんのでそのままとしました。
P44(69)乳幼児の療育相談体制の充実(70)障がい児の療育相談の充実(71)機能訓練・保育の充実(72)「あかしあ育成園」の施設整備の充実	国連・障害者権利条約では、地域の中で障がい児の療育体制を立てることを明確に規定している。加えて、新障害者基本法や障害者総合福祉法骨格提言でも同様な規定がある。 従って、これらの表現は時代錯誤である。健常児と障がい児を分け隔てた体制で障がい児の療育体制を立てるべきでない。	御意見を意味しているものとは考えておりませんのでそのままとしました。
P44(73)障がい児保育の充実	「集団保育が可能な障がい児を受け入れる統合保育を実施しています。」と記述しているが、全ての障がい児を受け入れるべきであり、その体制を整備するためには、医師、看護師、理学療法士等の医療保健従事者を市立・民間保育所に巡回派遣すべきである。	御意見の趣旨を拝聴しましたが、児童の体力や状況により現状では困難であると考えます。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P44（74）障がい児・者地域療育等支援事業の検討	「障がい児・者施設のもつ機能を生かし、療育指導や相談とともに各種福祉サービスの提供の援助、調整などを行う地域療育等支援事業の推進について検討していきます。」と記述しているが、障がい児が健常児から分け隔てられた環境に陥りやすい。障がい児・者施設には障がい児・者養育の専門家はいるが、地域との結び付きは薄い。	御提案として伺い、今後の施策の参考にします。
P45（75）発達障がい児・者の支援	「児童のLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育及び放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用、発達障がい児（者）の生活支援などに努めます。」と記述しているが、特に「放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用」の箇所に関しては、障がい児が健常児から分け隔てられた環境に陥りやすい。発達障がい児に対する各種支援を専門家だけに任せることなく、地域全体で支援していくべきである。	該当児童クラブ等の設置されている学校の児童については、障がいがある子または疑われる子についても、職員を加配するなどして可能な限り受け入れています。地域全体での支援は大切であると考えますので、御提案として伺い、今後の施策の参考にします。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P45（76）機能訓練の充実	<p>①「介護保険制度の改正により、機能訓練は地域支援事業として取り組んでいます。地域支援事業との連携を図り、生活機能低下・生活環境上の問題等の改善に努め、自立支援を推進していきます。」と記述しているが、特に「自立支援を推進していきます。」という箇所に関しては、「障がい者の自立」とは「自己選択・自己決定・自己責任」であるのに対して、「高齢者の自立」とは「ADL（日常生活動作）の維持・向上」である。両者を混同させる表現を避けるべきである。</p> <p>②障がいの軽減や二次的障がいの予防 病院から退院後のリハビリが重要であり自宅では困難なため「はざまでのリハビリ」する施設や指導が必要です。 また二次的障害者の予防策では、これから増加が見込まれる障がいの高次脳機能障がい者と後期高齢者への具体的な対策が必要です。</p>	<p>①熊谷市で身体障害者手帳の交付を受けている方のうち64.8%が65歳以上の方ですので、並行して推進する必要があると考えています。</p> <p>②御提案として伺い、今後の施策の参考にします。</p>
P45（77）地域ケア体制の充実	<p>このような施策を今後も続けていくべきである。大いに評価できる。</p>	—
P45（78）障がい者医療体制の充実	<p>障がい者は病気に罹りやすいので、このようなシステムがあれば安心である。大いに評価できる。</p>	—

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P46(81) 重度心身障害者医療費助成制度の推進	障がい者は一般的に低所得であるため、経済的な負担の軽減になる。大いに評価できる。	—
P46(82) 精神障がい者の地域移行・定着の推進	「精神障がい者の地域移行・定着を進めるため、精神障がいについての正しい理解の普及啓発を行います。また、家族や医療機関、相談支援事業所等と連携し、社会資源等を有効活用しながら地域で暮らせるよう支援します。」と記述しているが、表現があいまいで、具体性に欠ける。	「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神科病院の入院患者に対する退院促進及び地域定着に向けた事業の推進に対し、地域で暮らせるよう支援するものです。
P47 第3章 2 障がい児・者教育の充実「現状と課題」	旧態依然として「分離教育」を推進しようとしている。国連・障害者権利条約では、インクルーシブ教育が原則である。それに向けて、現在、「障がい者制度改革推進会議」で国内法の整備を急いでいる。やがて学校教育法及び同法施行令の改正も審議される予定である。そうした中で、このような表現は、時代錯誤である。	就学については、保護者の意見や専門家の助言を踏まえ、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育が大切であると考えています。
P47(83) 幼稚園における障がい児の受け入れの促進	「就学前教育の充実」はインクルーシブ教育の一環として重要であるが、「学習環境の整備」の表現があいまいで具体性に欠ける。	公立の幼稚園では障がいのある幼児を受け入れる体制づくりのために、特別支援教育コーディネーター及び障がいのある幼児に対して、きめ細かな支援を行うために支援員を配置しています。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P48（84）就労・教育相談の充実	保護者に情報提供をするとともに、指導・助言をしています。」と記述しているが、特に「指導・助言」という表現は、保護者に対して就学先を押し付けており、本来は、先ず「保護者の意思」を尊重すべきである。障がい児と健常児を分け隔てる機関になっている。	教育相談窓口を開設し、より相談しやすい環境づくりを行っています。
P48（85）特別支援教育の充実	国連・障害者権利条約では、インクルーシブ教育が原則である。それに向けて、現在、「障がい者制度改革推進会議」で国内法の整備を急いでいる。やがて学校教育法及び同法施行令の改正も審議される予定である。そうした中で、このような表現は、時代錯誤である。また現在、東松山市では、同市教育委員会が市立小・中学校に看護師を派遣して医療行為を行っている。医療内容は、たん吸引、経管栄養、導尿、気管切開した児童・生徒のたん吸入である。市も東松山市と同様な制度を導入すべきである。	障がいのある児童・生徒に対して、一人一人の特性に応じた教育課程を組むことができる特別支援学級を設置しています。御意見として伺い今後の参考にします。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P48(86) 交流及び共同学習の推進	<p>「障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒がともに活動し、お互いにふれあう機会を設けることは、双方にとって、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。現在、小・中学校における通常の学級と特別支援学級、あるいは特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習などが行われています。</p> <p>今後、心豊かな思いやりのある人づくりをめざし、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を進め、より幅広い交流及び共同学習の実践を推進します。」と記述しているが、上記の表現では、真のノーマライゼーションは実現しない。</p>	<p>障がいのある児童・生徒に対して、一人一人の特性に応じた教育課程を組むことができる特別支援学級を設置しています。</p> <p>御意見として伺い、今後の参考にします。</p>
P48(87) 通級による指導の充実	<p>このような施策を今後も続けていくべきである。大いに評価できる。</p>	—
P49(88) 学童保育の充実	<p>「公立児童クラブ、民間学童クラブ、特別支援学校放課後児童クラブでは、集団保育が可能な障がい児の受け入れをしています。今後とも安心、安全な保育に配慮し、障がい児の受け入れを継続していきます。」と表記しているが、特に「集団保育が可能な障がい児」のみではなく、全ての障がい児を受け入れるべきである。</p>	<p>児童クラブ・学童クラブは、学校ごとに設置されており、その学校の児童、生徒であることを前提として設置しています。</p>

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P49（89）学校施設のバリアフリー化の推進	「市内の小・中学校に通う障がいのある児童・生徒が、校内で快適に過ごせるように、通学児童生徒のいる学校を対象に校舎階段の手すり、車いす用昇降車や昇降機、多目的トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、今後も、バリアフリー化の推進に努めます。」と表記しているが、物理的なバリアフリー化のみでは、知的・発達障がい児を受け入れられない。教師に対する「心のバリアフリー教育」が必要である。	御意見の教師に対する心のバリアフリー教育は重要であると考えています。
P49（90）図書館サービスの充実	このような施策を今後も続けていくべきである。大いに評価できる。	—
P49（91）生涯学習講座の充実	できるだけ、分け隔てることなく施策を実施して欲しい。「障がい者青年学級」、「ろう者のための社会教養講座」とも、できるだけ、健全者も参加できるような施策に変更すべきである。	御提案として伺い、今後の施策の参考にします。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P50 第4章 1 就労の確保「現状と課題」	このような施策では障がい者、特に重度障がい者の一般就労にはつながらない。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、例えば、埼玉県は一般就労につながらない「職場参加事業」を毎年、実施している。市でも同様な事業を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。	職業をもち、自らの就労によって収入を得るということは、障がい者の自立という観点から重要な課題であると考えています。御意見として伺いました。
P50（92）雇 用の場の拡大	このような施策では障がい者、特に重度障がい者の一般就労にはつながらない。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、例えば、埼玉県は一般就労につながらない「職場参加事業」を毎年、実施している。市でも同様な事業を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。	職業をもち、自らの就労によって収入を得るということは、障がい者の自立という観点から重要な課題であると考えています。御意見として伺いました。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P50(93) 就労支援施策の推進	「障害者就労支援センターを設置しており、なお一層の充実を図ります。」と記述しているが、表現があいまいで、具体性に欠ける。	障害者就労支援センターを設置し、障がい者の一般就労に向けた職業相談や就職後の職場定着支援を行っています。また、就労支援専門員が、就業先の企業を訪問するなど安心して勤め続けられるよう支援を行っています。
P51(94) 就労移行支援	このような施策では障がい者、特に重度障がい者の一般就労にはつながらない。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、例えば、埼玉県は一般就労につながらない「職場参加事業」を毎年、実施している。市でも同様な事業を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。	職業をもち、自らの就労によって収入を得るということは、障がい者の自立という観点から重要な課題であると考えています。御意見として伺いました。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P51(95) 就労継続支援	<p>このような施策では障がい者、特に重度障がい者の一般就労にはつながらない。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、例えば、埼玉県は一般就労につながらない「職場参加事業」を毎年、実施している。市でも同様な事業を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。</p>	<p>職業をもち、自らの就労によって収入を得るということは、障がい者の自立という観点から重要な課題であると考えています。御意見として伺いました。</p>
P51(96) 市職員採用の推進	<p>このような施策では障害者、特に重度障がい者の一般就労にはつながらない。公務員（正職員）の採用資格として「自力通勤・自力業務遂行能力があり、週40時間以上業務に就け、身体障害者手帳の交付済みで、印刷活字文の出題に対応できる者」と規定されており、上記の能力がない者は「門前払い」されてしまう。民間企業では「職場介助者制度」があるので、公務員も同制度を作るべきである。また、知的障がい者は正職員、パート職員を問わず、全く採用されていないので、正職員、パート職員として、是非、採用すべきである。</p>	<p>御意見として伺いました。</p>

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P51(97)市内企業への雇用促進及び啓発	このような施策では障害者、特に重度障がい者の一般就労にはつながらない。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、例えば、埼玉県は一般就労につながらない「職場参加事業」を毎年、実施している。市でも同様な事業を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。	職業をもち、自らの就労によって収入を得るということは、障がい者の自立という観点から重要な課題であると考えています。御意見として伺いました。
P52 第4章 2 社会参加の促進「現状と課題」	大いに評価できる、今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P52(98)障がい者の社会参加への支援	「手話通訳者・要約筆記者」を個人で派遣依頼する時は無料であるが、団体が派遣依頼する時も無料化すべきである。	不特定多数を対象とする派遣については、斡旋を行っていますが無料化の考えはありません。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P52(99) 交流ふれあい活動の推進	<p>現在、障がい者と健常者を分け隔てる施策を実施しているにもかかわらず、1日のみの障がい者と健常者との交流では無意味に近い。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、分け隔てない施策を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。</p>	<p>御意見として伺いました。</p>
P52(100) 障がい者に配慮した選挙の実施	<p>大いに評価できる、今後もこのような施策を続けていくべきである。</p>	<p>—</p>
P52 2文化・スポーツ活動への支援	<p>障がい者スポーツの振興を図りスポーツを通じて多くの人と交流ができるようその活動を支援する。障害者が大会に参加できるまでの指導が必要です。市で管理するスポーツ施設を占有できる日を設けて指導するなどの施策が重要です。</p> <p>市営のスポーツ施設は他県と比較するとバリアフリー・ユニバーサルデザインの対応が遅れています。健常者と障がい者との交流の場をどう提案・提供するか具体策がないように思われます。</p>	<p>スポーツ振興基本計画に障害者のスポーツ活動の推進が位置付けられています。</p> <p>公共施設のバリアフリー化の推進については、施策の(103)及び(110)に記載してあります。</p>
P52(101) 市主催のイベントにおける障がい者参加の促進	<p>大いに評価できる、今後もこのような施策を続けていくべきである。</p>	<p>—</p>

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P52(102) スポーツ大会の 支援	現在は障がい者のみのスポーツ大会を実施していることは多々あるが、できるだけ、障がい者と健常者がともに参加し、楽しめるスポーツ大会を実施すべきである。	御意見として伺いました。
P53(103) 障がい者スポーツの 推進	現在は障がい者のみのスポーツ大会を実施していることは多々あるが、できるだけ、障がい者と健常者がともに参加し、楽しめるスポーツ大会を実施すべきである。	スポーツ振興基本計画に障害者のスポーツ活動の推進が位置付けられています。
P53(104) 障がい者の文化 活動支援	現在は障がい者のみの文化活動を実施していることは多々あるが、できるだけ、障がい者と健常者がともに参加し、楽しめる文化活動を実施すべきである。	今後も障がい者団体が開催するイベントを市報などを通じて積極的にアピールし、市民参加を呼びかけていきます。
P53(105) 芸術・文化講座開 催等事業	現在、障がい者と健常者を分け隔てる施策を実施しているにもかかわらず、1週間のみの作品展示や音楽会では無意味に近い。現在の障がい者施策は乳幼児時期から障がい者と健常者を分け隔てることを前提にして実地されている。換言すれば、障がい者のライフステージを健常者のそれと分け隔てられているのが現状である。それを打破するためには、分け隔てない施策を実施すれば、「一緒にいることの大切さ」を理解できる。	今後も障がい者団体が開催するイベントを市報などを通じて積極的にアピールし、市民参加を呼びかけていきます。
P54 第5章 1 みんなにやさ しいまちづくり	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P54(106) 住みやすいまち づくりの総合的 推進	大いに評価できる。今後もこのよ うな施策を続けていくべきであ る。	—
P55(107) 歩道の整備	既設歩道についても、市民の要望 を踏まえながら、計画的に改善を 図ります。」と記述しているが、実 際には計画的に改善されていな い。計画的に改善すべきである。	既設歩道について、段差 解消及びUDブロック の整備を計画的に行っ ています。
P55(108) 交通環境の整備	UDブロックを増設するとともに 設置位置を統一すべきである。市 道や県道ではUDブロックが設置 されている歩道もあるが、設置位 置が統一されていない上、青色の ペンキが剥げているため、全く目 立たない。そのため、車いす利用 者が他の歩行者や自転車利用者 と衝突する危険がある。また、国 道にはUDブロックが全く設置さ れていないので、設置すべきであ る。	御提案として伺い、今後 の施策の参考にします。
P55(109) バリアフリーの 商店街づくりの 推進	この施策をより積極的に推進すべ きである。障がい者が商店街を実 際に利用すると、ハード・ソフト 両面の整備が不十分であることを 実感しているので、市から商店街 に対して、より積極的に働きかけ るべきである。	「熊谷市交通バリアフ リー基本構想」によりバ リアフリーに対する啓 発活動を行っています。
P55(110) 公共施設のバリ アフリー化の推 進	市立商工会館、市立中央公民館、 市立婦人児童館等バリアフリー化 されていない建物が未だ存在す るので、この施策をより一層積極 的に推進すべきである。	財政状況を勘案して計 画的に行っていきます。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P55(111) 交通ターミナル 施設のバリアフ リー化の推進	大いに評価できる。今後もこのよ うな施策を続けていくべきであ る。	—
P56 2 移動 しやすい環境の 整備「現状と課 題」	大いに評価できる。今後もこのよ うな施策を続けていくべきであ る。	—
P56(112) 人にやさしいバ スの整備要請	歩道のない道路では車いす利用者 はバスの乗降ができないので、バ ス停の整備を早急に推進すべきで ある。	「熊谷市交通バリアフ リー基本構想」の中で推 進を図っていきます。
P56(113) 福祉タクシー制 度・自動車燃料費 給付制度による 支援	この制度は評価できるが、より一 層充実させるべきである。福祉タ クシー利用券は年間 36 枚支給さ れているが、倍増した上、介護タ クシーの導入をタクシー会社に働 きかけるべきである。	現状では、利用券の倍増 は困難です。
P56(114) 移動支援事業の 推進	この事業を推進するに当たって、 自動車の利用も認めるべきであ る。この事業は「地域生活支援事 業」であるため、市に裁量権があ る。他市町村では自動車の利用を 認めているところもあるので、そ の利用を認めるべきである。	御提案として伺い、今後 の施策の参考にします。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P56(115) 障がい児・者生活 サポート事業の 推進	この事業を推進するに当たって、利用者の負担金を軽減すべきである。18歳以上の障がい者がこの事業を利用すると、障害種別・等級及び所得に関係なく、一律950円の負担金が掛かるので、低所得の障がい者にとっては大きな重荷になる。それ故、負担金を軽減すべきである。また、年間150枚支給されているが、支給枚数を増やすよう、埼玉県に働きかけるべきである。	利用者の安全を確保した上で、事業の適正な運用を事業者に指導しつつ実施していきたいと考えますので、現状では困難です。
P56(116) 福祉有償運送の 推進	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P57 3 安全 な暮らしの確保	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P57(117) 災害時要援護者 避難支援プラン の充実	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P57(118) 災害知識の普 及・啓発	ボランティアの育成について表現があいまいで具体性に欠ける。	ボランティアの拠点である社会福祉協議会と連携を図り、より身近なところで活動する市民ボランティアの育成に努めます。
P57(119) 災害情報伝達体 制の整備	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P57(120) 障がい者に配慮した防災基盤の整備	表現があいまいで、具体性に欠ける。	「熊谷市交通バリアフリー基本構想」の中で、公共交通事業者・道路管理者及び公安委員会が一体となり、視覚障がい者用誘導ブロック・点字案内表示の設置や段差や勾配の改善及びバリアフリー対応型信号機の設置等を実施しています。
P58(121) 障がい者に対する医療体制	「必要な医療が受けられる体制を検討します。」と記述しているが、不十分である。「検討します」ではなく、「実施します」と表現すべきである。	御意見として伺いました。
P58(122) 障がい者への情報提供、相談支援	「ボランティア団体等との連携が図れる体制を検討していきます。」と記述しているが、不十分である。さらに、障がい者当事者同士による支援を追加すべきである。「検討します」ではなく、「実施します」と表現すべきである。また、東日本大震災の被災地では、CILを中心とした障がい者団体が障がい者同士の支援組織を作って、現在も活動している。その経験を踏まえて市でもCILを中心とした障がい者団体への支援をすべきである。	御意見として伺いました。
P58(123) 防災計画の策定	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—

該当箇所	意見の内容	市の考え方
P58(124) 防災教育・防災訓練の実施	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P58(125) 施設・設備の整備・充実	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P59(126) 社会福祉施設と地域の連携	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P59(127) 被災した在宅障がい者の受入体制の整備	大いに評価できる。今後もこのような施策を続けていくべきである。	—
P59(128) 交通安全知識の普及・啓発	「障がい者や地域住民に対して交通安全知識の普及・啓発に努めます。」と記述しているが、不十分である。「普及・啓発に努めます。」ではなく、「普及・啓発を実施します。」と表現すべきである。	御意見として伺いました。
P59(129) 防犯と安全対策の充実	「障がい者や地域住民に対し、防犯知識の普及・啓発に努めます。」と記述しているが、不十分である。「普及・啓発に努めます。」ではなく、「普及・啓発を実施します。」と表現すべきである。	御意見として伺いました。
P59(130) 防犯と安全対策の充実	「支援施策の充実に努めます。」と記述しているが、不十分である。「支援施策の充実に努めます」ではなく、「支援施策を実施します。」と表現すべきである。	御意見として伺いました。

該当箇所	意見の内容	市の考え方
第3編 障がい福祉計画P63 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備	「NPO等によるインフォーマルサービスの提供」と記述しているが、市としては無責任である。本来、行政は公的サービスの提供をすべきであり、インフォーマルサービスに依存することは筋違いである。	法律や制度に基づく公的サービスは行政が行うことは勿論ですが、NPOなどの市民活動団体の力を活用し協働していくことも肝要と考えます。
P66 (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者自立支援法は言うまでもなく、障がい者が当たり前で地域で暮らすことを目標にしている。その観点から、目標値を15人は少ないので30人程度に設定すべきである。	最終的な県との調整等の中で目標値を58人としました。
P68 (5) 就労継続支援(A型)事業の利用の割合	就労継続支援A型事業所は、障がい者が事業所と雇用契約を結ぶため、最低賃金を得られるので、経済的自立が可能になる。目標値1.4%は少ないので10%程度に設定すべきである。	現に利用している方の数及びニーズ等を勘案して見込んでいます。
P71 (2) 日中活動系サービスごとの見込み量 就労継続支援(A型)	平成26年度の就労継続支援A型事業所の目標値5人は少ない。就労継続支援A型事業所は、障がい者が事業所と雇用契約を結ぶため、最低賃金を得られるので、経済的自立が可能になる。目標値を10%程度に設定すべきである。	現に利用している方の数及びニーズ等を勘案して見込んでいます。